

目 次

条 例

津市市税条例の一部を改正する条例

規 則

津市まん中交流館の設置及び管理に関する条例施行規則

告 示

犬の登録及び狂犬病予防注射票の交付手数料徴収事務の一部の委託

認可地縁団体の告示事項の変更

国民健康保険被保険者証の無効

都市計画の変更

道路の区域変更

道路の供用開始

水稲に適用する共済掛金率等

公 告

犬の抑留

犬の抑留

道路の位置の廃止

開発行為に関する工事の完了

開発行為に関する工事の完了

開発行為に関する工事の完了

開発行為に関する工事の完了

開発行為に関する工事の完了

住民基本台帳閲覧事項の公表

犬の抑留

三重短期大学専任教員の募集

三重短期大学専任教員の募集

水道局告示

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年4月30日

津市長 松田直久

津市条例第23号

津市市税条例の一部を改正する条例

津市市税条例（平成18年津市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第4号中「これに」を「これらに」に改め、「及び市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（第3項に規定するものを除く。第31条第2項及び第45条第1項において同じ。）」を削り、同条第3項中「含む」の次に「。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という」を加え、「この節中法人」を「この節の規定中法人の市民税」に改める。

第31条第2項中「法人等（法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下この節について同じ。）」を「法人」に改め、同項の表を次のように改める。

法人の区分	税率
1 次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。） イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該	年額5万円

当するものを除く。)

エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。）

オ 資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額））を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされている役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの

2 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの

年額12万円

3 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの

年額13万円

4 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの

年額15万円

5 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの

年額16万円

6 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額40万円
7 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額41万円
8 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額175万円
9 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額300万円

第31条第3項中「若しくは第4号」を削る。

第36条の2第6項中「給与所得に」を「給与所得若しくは公的年金等に係る所得に」に改める。

第48条の見出し、同条第1項及び第4項、第50条の見出し及び同条第1項並びに第51条第2項第1号中「法人等」を「法人」に改める。

第157条第2項中「から第28項まで、第30項、第31項、第33項又は第36項から第38項まで」を「、第24項、第26項、第27項、第29項又は第31項から第33項まで」に改める。

附則第7条の3第3項中「申告書」を「市民税住宅借入金等特別税額控除申告書」に改め、「場合（」の次に「市民税の納税通知書が送達された後に市民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに市民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかったことについて、市長においてやむを得ない理由があると認めるとき又は」を加える。

附則第10条の2第1項中「附則第16条第1項」を「附則第15条の6第1項」に改め、同条第2項中「附則第16条第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同条第3項中「附則第16条第6項」を「附則第15条の8第4項」に改め、同条第4項中「附則第16条第7項」を「附則第15条の8第5項」に改め、同条第5項中「附則第16条第8項」を「附則第15条の9第1項」に改め、同項第6号中「提出できなかった」を「提出することができな

かった」に改め、同条第6項中「附則第16条第11項」を「附則第15条の9第4項」に、「同条第12項」を「同条第5項」に、「同条第11項に規定する改修工事」を「同条第4項に規定する居住安全改修工事」に改め、同項第5号及び第6号中「改修工事」を「居住安全改修工事」に改め、同項第7号中「改修工事」を「居住安全改修工事」に、「提出できなかつた」を「提出することができなかつた」に改め、同条に次の1項を加える。

7 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第10条の3第1項第2号中「附則第16条第5項」を「附則第15条の8第3項又は第5項」に改め、「前条第2項第2号」の次に「又は第4項第2号」を加え、同項第3号中「附則第16条第1項、第2項又は第5項」を「附則第15条の6第1項若しくは第2項又は第15条の8第3項から第5項まで」に、「又は第3項第3号」を「、第3項第3号又は第4項第3号」に改め、同条第2項中「前条」を「前条第1項から第4項まで」に改める。

附則第20条を削る。

附則第19条の6第1項中「附則第35条の3第11項」を「附則第35条の3第9項」に、「附則第18条の6第22項」を「附則第18条の6第17項」に改め、同条第2項中「第8項において同じ。」を削り、同条第3項中「附則第35条の3第14項」を「附則第35条の3第12項」に改め、同条第4項中「及び附則第19条の3」を削り、「、附則第19条第1項」を「、同項」に、「附則第19条の6第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、」と、附則第19条の3中「計算した金額（）」とあるのは「計算

した金額（附則第19条の6第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」を「附則第20条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、」に改め、同条第5項中「附則第19条の6第3項」を「附則第20条第3項」に改め、同条第6項中「附則第19条の6第5項」を「附則第20条第5項」に改め、同条第7項及び第8項を削り、同条を第20条とする。

附則第26条中「第14項、第15項、第32項、第34項、第38項、第41項、第42項、第44項、第45項、第47項から第52項まで、第55項若しくは第57項」を「第13項、第28項、第30項、第34項、第37項、第38項、第40項、第41項、第43項から第48項まで、第51項若しくは第53項から第58項まで」に、「第36項から第38項まで」を「第31項から第33項まで」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（個人の市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の津市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成19年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の津市市税条例（以下「旧条例」という。）附則第19条の6第7項の市民税の所得割の納税義務者が同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式会社については、同項及び同条第8項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第7項中「平成21年3月31日」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）の公布の日前」とする。

3 施行日から平成22年3月31日までの間における新条例附則第20条第4項の規定の適用については、同項中「の規定の適用については」とあるのは「及び附則第19条の3の規定の適用については」と、「同項」とあるのは「附則第19条第1項」と、「とする」とあるのは「と、附則第19条の3中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（附則第20条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする」とする。

（法人の市民税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する

部分は、平成20年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

2 旧条例第23条第1項第4号に規定する法人でない社団又は財団に対して課する平成19年度分までの法人の市民税の均等割については、なお従前の例による。

3 新条例第31条の規定（同条第2項の表の第1号アに掲げる法人に係る部分に限る。）は、平成20年度分以後の年度分の法人の市民税の均等割について適用し、旧条例第31条第2項の表第1号に規定する法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等（防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人を含む。）で均等割のみを課されるものに対して課する平成19年度分までの法人の市民税の均等割については、なお従前の例による。

4 施行日から平成20年11月30日までの間における新条例第31条第2項の規定の適用については、同項の表の第1号中

ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）

エ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（アからウまでに掲げる法人を除く。）

オ 資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額））を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する

事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされている役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの

とあるのは、

ウ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（ア及びイに掲げる法人を除く。）

エ 資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額））を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びウに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされている役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの

とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成19年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成19年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

津市まん中交流館の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成20年4月28日

津市長 松田直久

津市規則第44号

津市まん中交流館の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、津市まん中交流館の設置及び管理に関する条例（平成20年津市条例第2号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 津市まん中交流館（以下「交流館」という。）の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、市長が交流館の管理上特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(使用時間)

第3条 交流館を使用することができる時間は、午前10時から午後10時までとする。ただし、市長が交流館の管理上特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用許可の申請)

第4条 条例第4条第1項の規定により交流館の使用許可を受けようとする者は、使用しようとする日の属する月の1年前の月の初日から当日までの間に、まん中交流館使用（使用変更）許可申請書（第1号様式。以下「許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(使用許可)

第5条 市長は、前条の規定による申請により使用を許可したときは、まん中交流館使用（使用変更）許可書（第2号様式。以下「許可書」という。）を交付するものとする。

(使用許可の変更)

第6条 交流館の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可の内容を変更しようとするときは、許可申請書に許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し)

第7条 使用者は、交流館の使用許可の取消しを受けようとするときは、まん中交流館使用許可取消届(第3号様式)に許可書を添えて市長に提出しなければならない。

(引続使用の制限)

第8条 交流館の施設及び設備器具は、引き続き20日を超えて使用することができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免申請)

第9条 条例第7条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、まん中交流館使用料減免申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第10条 条例第8条ただし書の規定による使用料の還付については、次に定めるところによるものとする。

- (1) 条例第8条第1号の規定に該当するときは、既納の使用料の全額を還付する。
- (2) 条例第8条第2号の規定に該当するときは、施設にあつては、使用しようとする日の60日前までは既納の使用料の7割の額を、40日前までは既納の使用料の5割の額を、20日前までは既納の使用料の3割の額を、設備器具にあつては、3日前までは既納の使用料の全額を還付する。

2 前項に規定する使用料の還付を受けようとする者は、まん中交流館使用料還付申請書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(入場の制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒否し、又は退場させることができる。

- (1) 感染性の疾病のある者
- (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物の類を携帯する者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

(遵守事項)

第12条 使用者その他交流館を利用する者(以下「使用者等」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 交流館内外の秩序を保つため、入場者の整理等に必要な人員を配置し、

又はこれに対し協力すること。

- (2) 入場人員は、収容定数を超えないこと。
- (3) 許可なくして所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 許可を受けた施設及び設備器具以外のものを使用しないこと。
- (5) 許可なくして物品の展示若しくは販売をし、又は募金等の行為をしないこと。
- (6) 許可なくして張り紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
- (7) 許可なくして所定の場所以外へ立ち入らないこと。
- (8) 他人に危害及び迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (9) その他管理上必要な指示に従うこと。

(届出)

第13条 使用者等は、施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(職員の立入り)

第14条 市長は、交流館の管理上必要があると認めるときは、使用中の施設に職員を立ち入らせることができる。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、交流館の管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年9月1日から施行する。ただし、第4条から第10条まで及び第1号様式から第5号様式までの規定は、同年5月1日から施行する。

第1号様式（第4条、第6条関係）

まん中交流館使用（使用変更）許可申請書

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

氏 名（代表者）

電 話

次のとおり津市まん中交流館を ^{使 用} _{使用変更} したいので申請します。

使 用 日 時	年 月 日（曜）午 前 時 分から 年 月 日（曜）午 前 時 分まで		
行 事 名			
使 用 目 的			
入 場 予 定 人 員		対象者	
使 用 責 任 者 の 住 所 及 び 氏 名			
使 用 す る 施 設 〔使用する施設を○で囲んでください。〕	レクリエーション室 研修室 会議・展示室		
使 用 す る 設 備 器 具 〔使用する設備器具を○で囲んでください。〕	音響設備 プロジェクター スクリーン		
持 込 器 具 等			
入 場 料 等 の 徴 収	有（ 円） 無		

※ 次の欄は、記入しないで下さい。

使 用 料	施 設 使 用 料	設 備 器 具 使 用 料	合 計
	円	円	円
許 可 条 件 等			

第2号様式（第5条—第7条関係）

（表）

まん中交流館使用（使用変更）許可書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長（氏 名） 印

年 月 日付けで申請のあった津市まん中交流館の
 使用について、次のとおり許可します。

使用日時	年 月 日（曜）午後 時 分から 年 月 日（曜）午後 時 分まで
行事名	
使用目的	
入場予定人員	対象者
使用責任者の住所及び氏名	
使用する施設	レクリエーション室 研修室 会議・展示室
使用する設備器具	音響設備 プロジェクター スクリーン
持込器具等	
入場料等の徴収	有（ 円） 無
許可条件等	

※使用上の注意については、裏面を御覧ください。

(裏)

使 用 者 心 得

- 1 使用開始の前には、許可書を事務室へ提出してください。
- 2 許可なくして所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないでください。
- 3 許可を受けた施設及び設備器具以外のものを使用しないでください。
- 4 許可なくして所定の場所以外へ立ち入らないでください。
- 5 施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに事務室へ連絡してください。
- 6 非常時に備えて使用責任者の方は、非常口の場所、誘導方法等をあらかじめ確認してください。
- 7 使用を終わったときは、係員に連絡してください。
- 8 その他係員の指示に従ってください。

第3号様式（第7条関係）

まん中交流館使用許可取消届

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

氏 名（代表者）

電 話

次のとおり津市まん中交流館の使用許可の取消しを受けたいので、許可書を添えて届け出ます。

取消しに係る使用日時	年 月 日（曜）午 前 時 分から 年 月 日（曜）午 前 時 分まで
取消しに係る行事名	
取消しに係る施設 （取消しを受けようとする施設を○で囲んでください。）	レクリエーション室 研修室 会議・展示室
取消しに係る設備器具 （取消しを受けようとする設備器具を○で囲んでください。）	音響設備 プロジェクター スクリーン
使用許可年月日 及び許可番号	
取消しを受けようとする理由	

第4号様式（第9条関係）

まん中交流館使用料減免申請書

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

氏 名（代表者）

電 話

次のとおり津市まん中交流館の使用料の減額を受けたいので申請します。
免除

使 用 日 時	年 月 日（曜）午 前 時 分から 年 月 日（曜）午 前 時 分まで
行 事 名	
使 用 目 的	
使用する施設 〔使用する施設を ○で囲んでくだ さい。〕	レクリエーション室 研修室 会議・展示室
使用する設備器具 〔使用する設備器 具を○で囲んで ください。〕	音響設備 プロジェクター スクリーン
減免申請の理由	

※ 次の欄は、記入しないで下さい。

使 用 料	減 免 率	減 免 金 額	差 引 使 用 料	備 考
円	%	円	円	

第5号様式（第10条関係）

まん中交流館使用料還付申請書

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

氏 名（代表者）

電 話

次のとおり津市まん中交流館の使用料の還付を受けたいので申請します。

還付の対象となる 使 用 日 時	年 月 日（曜）午 前 時 分から		
	年 月 日（曜）午 後 時 分まで		
還付対象施設 〔還付の対象となる 施設を○で囲んで ください。〕	レクリエーション室 研修室 会議・展示室		
還付対象設備器具 〔還付の対象となる 設備器具を○で囲 んでください。〕	音響設備 プロジェクター スクリーン		
既 納 の 使 用 料	納 付 年 月 日	年 月 日	
	納 付 金 額		円
還 付 申 請 の 理 由			

※ 次の欄は、記入しないで下さい。

納 付 金 額	還 付 金 額	備 考
円	円	

津市告示第66号

津市犬の登録及び狂犬病予防注射済票の交付手数料徴収事務の一部を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により告示する。

平成20年4月17日

津市長 松田直久

病院名	氏名	所在地
千里ヶ丘動物病院	岡田 謙吾	津市河芸町東千里56番地2
椋本動物病院	柴田 勝弘	津市芸濃町椋本2662番地1
とよさと動物病院	橋爪 俊裕	津市高野尾町2996番地145
河村ペットクリニック	河村 泰秀	津市栗真町屋町809番地2
白塚口動物病院	西村 和也	津市栗真中山町260番地の7
伊東獣医科病院	伊東 定彦	津市大里窪田町1045番地
西山獣医科	西山 治生	津市一身田町217番地2
津北動物病院	細野 陽介	津市一身田上津部田2097番地1
アニー動物病院	森岡 正樹	津市桜橋3丁目433番地
中西獣医科医院	中西 保	津市大谷町132番地41
ルナ動物病院	赤塚 宗久	津市大谷町148番地
イズマ動物病院	出馬 昇	津市渋見町554番地38
こうべ獣医科	山越 健司	津市河辺町210番地
関口犬猫病院	関口 弘之	津市三重町津興433番地
岡本動物病院	岡本 喜博	津市半田120番地4
キタ動物病院	喜多 利夫	津市半田527番地2
村上獣医科	村上 吉毅	津市片田志袋町384番地1
南ヶ丘動物病院	奥田 昌広	津市垂水887番地7
佐藤獣医科	佐藤 忠男	津市高茶屋6丁目1番46号
高橋獣医科医院	高橋 松人	津市久居野村町430番地37
白井犬猫病院	白井 茂雄	津市久居新町768番地6
はぎの動物病院	萩野 俊之	津市久居射場町123番地

ひさい動物クリニック	東郷 周市	津市久居中町50番地1
すぎもとアニマルクリニック	杉本 貫	津市久居明神町風早2552番地
北出動物病院	北出 明人	津市一志町田尻2番地
石田動物病院	石田 正弘	鈴鹿市磯山4丁目5番9号
野口動物病院	野口 猛	松阪市松崎浦町98番地1
おかはな動物病院	岡鼻 英一	松阪市西肥留町59番地

津市告示第67号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成16年美杉村告示第65号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成20年4月21日

津市長 松田直久

1 届出者

小西地区

三重県津市美杉町八知1345番地

代表者 服部 重衛

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	白谷 征雄 三重県一志郡美杉村八知3091番地
変更後	服部 重衛 三重県津市美杉町八知1345番地

変更の理由及び年月日

定期総会において平成20年4月1日より新任

津市告示68号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成20年4月22日

津市長 松田直久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
2139777	平成19年10月1日	平成20年3月28日
3110322	平成19年10月1日	平成20年3月30日
9127418	平成19年10月1日	平成20年3月31日
7101780	平成19年10月1日	平成20年4月5日
2157407	平成19年10月1日	平成20年4月7日
0513749	平成19年10月1日	平成20年4月8日
0106399	平成19年10月1日	平成20年4月8日
1111307	平成19年10月1日	平成20年4月14日

津市告示第69号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供する。

平成20年4月25日

津市長 松田直久

1 都市計画の種類及び名称

津都市計画道路

- 3・5・43 東一身田駅前線
- 3・5・44 江戸橋一身田線
- 3・5・46 羽所桜橋線
- 3・5・47 栄町鳥居町線
- 3・5・48 津新地海岸線
- 3・5・49 新町古河線
- 3・5・50 新町神戸線
- 3・5・51 南新町桜田線
- 3・5・54 岩田橋阿漕浦線
- 3・5・55 阿漕駅津興線
- 3・5・56 結城神社雲出線
- 3・5・58 上津部田第2号線
- 3・5・61 西鷹跡町線
- 3・5・66 河芸停車場線
- 7・5・1 白塚駅西線
- 7・5・63 区画街路1号線

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示する。

3 都市計画の縦覧場所

津市都市計画部都市計画課

津市告示第70号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年4月28日

津市長 松田直久

記

別紙のとおり

- 1 路線名 2517 大里山室町第14号線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市大里山室町字東谷276番2地先から 津市大里山室町字天王前188番8地先まで	旧	5.0 ~ 5.0	320.0
津市大里山室町字東谷276番2地先から 津市大里山室町字天王前188番8地先まで	新	5.0 ~ 12.0	320.0

- 2 路線名 4224 南新町東西第3号線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市桜田町66番3地先から 津市桜田町68番地先まで	旧	2.0 ~ 2.0	60.0
津市桜田町66番3地先から 津市桜田町68番地先まで	新	4.0 ~ 4.0	60.0

- 3 路線名 5373 神戸緑が丘第10号線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市緑が丘一丁目2番1地先から 津市緑が丘一丁目5番17地先まで	旧	6.2 ~ 6.2	112.0
津市緑が丘一丁目2番1地先から 津市緑が丘一丁目5番17地先まで	新	15.0 ~ 20.0	112.0

- 4 路線名 5376 神戸緑が丘第13号線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市緑が丘一丁目6番1地先から 津市緑が丘一丁目6番1地先まで	旧	6.2 ~ 6.2	20.0
津市緑が丘一丁目6番1地先から 津市緑が丘一丁目6番1地先まで	新	15.0 ~ 20.0	20.0

- 5 路線名 5377 神戸緑が丘第14号線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市緑が丘一丁目7番1地先から 津市緑が丘一丁目8番15地先まで	旧	6.2 ~ 6.2	60.0
津市緑が丘一丁目7番1地先から 津市緑が丘一丁目8番15地先まで	新	15.0 ~ 20.0	60.0

6 路線名 5379 神戸緑が丘第16号線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市緑が丘一丁目9番1地先から 津市緑が丘一丁目13番11地先まで	旧	6.2 ~ 6.2	230.0
津市緑が丘一丁目9番1地先から 津市緑が丘一丁目13番11地先まで	新	15.0 ~ 20.0	230.0

7 路線名 5385 神戸緑が丘第22号線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市緑が丘二丁目6番7地先から 津市緑が丘二丁目8番5地先まで	旧	6.2 ~ 6.2	140.0
津市緑が丘二丁目6番7地先から 津市緑が丘二丁目8番5地先まで	新	15.0 ~ 20.0	140.0

8 路線名 5396 神戸緑が丘第33号線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市緑が丘二丁目19番8地先から 津市緑が丘二丁目4番1地先まで	旧	6.2 ~ 6.2	330.0
津市緑が丘二丁目19番8地先から 津市緑が丘二丁目4番1地先まで	新	15.0 ~ 20.0	330.0

9 路線名 3003 中別保東千里線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市河芸町上野字市場山638番2地先から 津市河芸町上野字南大蔵369番2地先まで	旧	6.3 ~ 37.0	23.0
津市河芸町上野字市場山638番2地先から 津市河芸町上野字南大蔵369番2地先まで	新	6.3 ~ 12.0	23.0

10 路線名 114 逢坂線
道路の区域

区 域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市美杉町八知字ほてが谷7082番1地先から 津市美杉町八知字川原田8490番地先まで	旧	4.0 ~ 8.0	210.0
津市美杉町八知字ほてが谷7082番1地先から 津市美杉町八知字川原田8490番地先まで	新	4.0 ~ 20.0	210.0

津市告示第71号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年4月28日

津市長 松田直久

記

別紙のとおり

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
2517	大里山室町第14号線	大里山室町字東谷276番2地先から	平成20年 4月28日
		大里山室町字天王前188番8地先まで	
4224	南新町東西第3号線	桜田町66番3地先から	平成20年 4月28日
		桜田町8番地先まで	
5373	神戸緑が丘第10号線	緑が丘一丁目2番1地先から	平成20年 4月28日
		緑が丘一丁目5番17地先まで	
5376	神戸緑が丘第13号線	緑が丘一丁目6番1地先から	平成20年 4月28日
		緑が丘一丁目6番1地先まで	
5377	神戸緑が丘第14号線	緑が丘一丁目7番1地先から	平成20年 4月28日
		緑が丘一丁目8番15地先まで	
5379	神戸緑が丘第16号線	緑が丘一丁目9番1地先から	平成20年 4月28日
		緑が丘一丁目13番11地先まで	
5385	神戸緑が丘第22号線	緑が丘二丁目6番7地先から	平成20年 4月28日
		緑が丘二丁目8番5地先まで	
5396	神戸緑が丘第33号線	緑が丘二丁目19番8地先から	平成20年 4月28日
		緑が丘二丁目4番1地先まで	
3003	中別保東千里線	河芸町上野字市場山638番2地先から	平成20年 4月28日
		河芸町上野字南大蔵369番2地先まで	
114	逢坂線	美杉町八知字ほてが谷7082番1地先から	平成20年 4月28日
		美杉町八知字川原田8490番地先まで	

津市告示第72号

平成20年産の水稲に適用する共済掛金率等を津市農業共済条例第37条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成20年4月30日

津市長 松田直久

農作物共済（水稲）共済掛金率等一覧表

農作物共済の共済目的の種類等		法第107条第4項の規定による危険段階別		単位当たり共済金額	共済掛金率	農家負担共済掛金率	
水稲	法第106条第1項第1号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の30	1	危険段階基準共済掛金設定要領（以下「要領」という。）により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均10.0%以上の組合員等	227	2.657	1.328500
			2	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の組合員等	227	1.361	0.680500
			3	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の組合員等	227	1.023	0.511500
			4	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の組合員等	227	0.910	0.455000
			5	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%未満の組合員等	227	0.886	0.443000
				平成18年産の水稲より新しく加入する組合員等	227	0.979	0.489500
	100分の40	1	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が10.0%以上の組合員等	227	1.645	0.822500	
		2	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の組合員等	227	0.842	0.421000	
		3	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の組合員等	227	0.633	0.316500	
		4	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の組合員等	227	0.563	0.281500	

			5	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%未満の組合員等	227	0.548	0.274000	
				平成18年産の水稲より新しく加入する組合員等	227	0.606	0.303000	
法第106条第1項第3号に規定する金額を共済金額とする農作物共済	100分の10	1	1	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が10.0%以上の組合員等	227	7.179	3.589500	
			2	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が1.9%以上10.0%未満の組合員等	227	3.677	1.838500	
			3	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.5%以上1.9%未満の組合員等	227	2.764	1.382000	
			4	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の組合員等	227	2.459	1.229500	
			5	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%未満の組合員等	227	2.394	1.197000	
				平成18年産の水稲より新しく加入する組合員等	227	2.645	1.322500	
			100分の20	1	1	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が10.0%以上の組合員等	227	2.459
	2	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が1.9%以上から10.0%未満の組合員等			227	1.260	0.630000	
	3	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.5%以上から1.9%未満の組合員等			227	0.947	0.473500	
	4	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%以上から0.5%未満の組合員等			227	0.842	0.421000	
	5	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%未満の組合員等			227	0.820	0.410000	
		平成18年産の水稲より新しく加入する組合員等			227	0.906	0.453000	
	法第150条の3の3第1項に規定する金額を共済金額とする	100分の10			1	1	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が10.0%以上の組合員等	-
			2	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が1.9%以上から10.0%未満の組合員等		-	3.863	1.931500

農作物共 済	3	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.5%以上から1.9%未満の組合員等	-	2.904	1.452000
	4	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%以上0.5%未満の組合員等	-	2.583	1.291500
	5	要領により算出した平成9年産から平成17年産までの水稲の被害率の平均が0.001%未満の組合員等	-	2.515	1.257500
		平成18年産の水稲より新しく加入する組合員等	-	2.779	1.389500

津市公告第46号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成20年4月18日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成20年4月15日
- 2 抑留期間 平成20年4月21日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 稲葉町	雑種	白	オス	中	不明	垂耳 長毛

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第47号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成20年4月18日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成20年4月16日
- 2 抑留期間 平成20年4月22日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 一身田町	柴犬	茶	オス	中	不明	黒い首輪 鎖付き

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第48号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置について廃止したので、津市建築基準法施行取扱規則（平成18年津市規則第199号）第13条第4項の規定により次のとおり公告します。

平成20年4月18日

津市長 松田直久

指定道路

- 1 幅員 4.0メートル
- 2 延長 25.9メートル
- 3 地名地番 津市鳥居町274番1の一部

津市公告第49号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成20年4月25日

津市長 松田直久

- 1 工事完了年月日
平成20年3月28日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市河芸町杜の街一丁目～五丁目地内（第3工区）
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市丸之内9-18
三交不動産株式会社
取締役社長 柳生 利勝

津市公告第50号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成20年4月25日

津市長 松田直久

- 1 工事完了年月日
平成20年4月8日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市河芸町上野字藤ノ木852-9ほか3筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市河芸町中別保1811
篠木 幸一

津市公告第51号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成20年4月25日

津市長 松田直久

- 1 工事完了年月日
平成20年4月8日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市美川町23-1の一部
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市羽所町556
中部立地計画株式会社
代表取締役 島 幸一

津市公告第52号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成20年4月25日

津市長 松田直久

- 1 工事完了年月日
平成20年4月14日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市河芸町浜田字菅原1850ほか2筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市一身田平野318-5
株式会社ハートランド
代表取締役 米倉 大策

津市公告第53号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成20年4月25日

津市長 松田直久

- 1 工事完了年月日
平成20年4月17日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市高茶屋小森町四ツ野1401、1403
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
鈴鹿市阿古曾町8-18
ハウスセンターオカベ株式会社
代表取締役 岡部 勇

津市公告第54号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項及び第11条の2第12項の規定により、住民基本台帳閲覧状況について別紙のとおり公告します。

平成20年4月25日

津市長 松田直久

住 民 基 本 台 帳 閲 覧 事 項 明 細

閲覧機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
内閣府大臣官房政府広報室 (財団法人 中央調査社)	こころの健康(自殺対策)に関する世論調査	平成 19 年 5 月 8 日	岩田地区 満 20 歳以上の男女
内閣府大臣官房政府広報室 (財団法人 新情報センター)	森林と生活に関する世論調査	平成 19 年 5 月 10 日	一身田大古曾満 20 歳以上の男女
日本放送協会津放送局 局長 栃木 謙作	全国個人視聴率調査	平成 19 年 5 月 16 日	片田、産品、殿村、小船、及び分部地区市民
内閣府大臣官房政府広報室 (財団法人 中央調査社)	国民生活に関する世論調査	平成 19 年 6 月 20 日	美川町 20 歳以上の男女
社団法人 家の光協会 (財団法人 新情報センター)	全国農村読書調査(読書についてのアンケート)	平成 19 年 6 月 29 日	藤方 16 歳～79 歳の男女
内閣府大臣官房政府広報室 (財団法人 中央調査社)	男女共同参画社会に関する世論調査	平成 19 年 7 月 6 日	寿町、香良洲町の 20 歳以上の男女
日本銀行情報サービス局 (株)日本リサーチセンター)	生活意識に関するアンケート調査	平成 19 年 7 月 12 日	香良洲、一志町高野、其倉の 20 歳以上の男女
社団法人 日本新聞協会 (財団法人 中央調査社)	メディアの接触と評価に関する調査	平成 19 年 8 月 21 日	河辺町の 15 歳～69 歳の男女
毎日新聞東京本社 世論調査室	健康と高齢社会・時事世論調査	平成 19 年 8 月 23 日	上浜町五丁目 16 歳以上の男女
内閣府大臣官房政府広報室 (財団法人 新情報センター)	がん対策に関する世論調査	平成 19 年 8 月 24 日	久居持川町の 20 歳以上の男女
学習院大学 (財団法人 中央調査社)	平成 19 年度参議院選挙後全国有権者調査	平成 19 年 8 月 30 日	船頭町津興の 20 歳以上男女

住民基本台帳閲覧事項明細

閲覧機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
公立大学法人首都大学東京 (財団法人 中央調査社)	若年者教育・職業の移行過程とキャリア 形成に関するコーホート調査	平成 19 年 8 月 31 日	河芸町中別保、一色、影重、上野、東千里、千里 ヶ丘 20 歳以上男女
日本放送協会津放送局 局長 下園 浩二	全国個人視聴率調査	平成 19 年 9 月 5 日	片田新町地区市民
三菱UFJリサーチ&コンサルティ ング(株) 研究開発第 2 部	中部圏広域地方計画の策定に向けた国民ニー ズ把握のためのアンケート調査	平成 19 年 9 月 7 日	大谷町、久居新町、美杉町太郎、白山町南家城 20 歳以上男女
NHK 放送文化研究所世論調査部 (財団法人 中央調査社)	デジタル放送に関する調査	平成 19 年 9 月 20 日	長岡町の 16 歳以上男女
三重エフエム放送(株) (株)ビデオリサーチ中部)	ラジオ聴取状況調査	平成 19 年 9 月 28 日	津市の 12～59 歳男女
日本銀行情報サービス局 (株)日本リサーチセンター)	生活意識に関するアンケート 調査	平成 19 年 10 月 11 日	美杉町太郎生 20 以上の男女
内閣府大臣官房政府広報室 (財団法人 中央調査社)	インターネット上の安全確保 に関する世論調査	平成 19 年 10 月 23 日	森町 20 以上の男女
内閣府大臣官房政府広報室 (財団法人 新情報センター)	科学技術と社会に関する世論 調査(附帯:時事問題)	平成 19 年 11 月 14 日	柳山津興 20 以上の男女
国土交通省土地・水資源局土地情報課 (財団法人 中央調査社)	土地問題に関する国民の意識 調査	平成 19 年 11 月 15 日	一志町高野 20 以上の男女
内閣府国民生活局 (株式会社 日経リサーチ)	国民生活選好度調査	平成 19 年 11 月 30 日	藤方 15～80 歳未満の男女
国立大学法人東京学芸大学 (財団法人 新情報センター)	家族生活に関する調査	平成 19 年 11 月 30 日	城山 1 丁目 30～60 歳未満の男女

住 民 基 本 台 帳 閲 覧 事 項 明 細

閲覧機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
玉置 幸伸	栗真小川地区厄年歳名簿作成	平成 19 年 12 月 13 日	栗真小川町住民 (平成 2、昭和 59.51..42.23.7 年大正 10 年生)
NHK 放送文化研究所世論調査部 (財団法人 中央調査社)	余暇活動とメディア調査	平成 19 年 12 月 14 日	半田 20 歳以上の男女
法務省法務総合研究所 (財団法人 中央調査社)	第 3 回犯罪被害者実態 (暗数) 調査	平成 19 年 12 月 19 日	押加部町 16 歳以上男女
国立大学法人 千葉大学 (財団法人 中央調査社)	裁判員制度に関する意識調査	平成 19 年 12 月 21 日	安濃町清水 20 歳以上 70 歳以下の男 女
大学共同利用機関法人情報・システム研究機構 (財団法人 中央調査社)	日本人の国民性に関する意識 動向調査	平成 19 年 12 月 21 日	西丸之内 20 歳以上 79 歳以下の男女
紀平 和幸	厄年該当者の調査	平成 19 年 12 月 26 日	安濃町 山出・岩城・中之郷・平尾 地区
内閣府男女共同参画局 (財団法人 新情報センター)	高齢者の自立支援の在り方 に関する調査	平成 20 年 1 月 4 日	乙部 55 歳以上 75 歳未満の男女
学校法人 帝塚山大学 (財団法人 新情報センター)	生活意識に関する調査	平成 20 年 1 月 8 日	久居野村町 20 歳以上の男女
内閣府経済社会総合研究所 (財団法人 新情報センター)	消費動向調査	平成 20 年 1 月 8 日	港町・寿町単身世帯の世帯主
真弓 達郎	養正第 5 老人クラブ会員加入 勧奨	平成 20 年 1 月 10 日	鳥居町第一自治会 6 0 歳以上の男女
内藤 謙由	厄年名簿作成	平成 20 年 1 月 17 日	栗真中山町厄年対象者

住 民 基 本 台 帳 閲 覧 事 項 明 細

閲覧機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
内閣府経済社会総合研究所 (財団法人 新情報センター)	消費動向調査	平成 20 年 1 月 18 日	南中央、上弁財町、大倉単身世帯の世帯主
内閣府大臣官房政府広報室 (財団法人 新情報センター)	社会意識に関する世論調査	平成 20 年 1 月 18 日	夢が丘 20 歳以上の男女
内閣府政策統括官付少子・高齢化対策第 2 担当 (財団法人新情報センター)	高齢者の健康に関する意識調査	平成 20 年 1 月 25 日	半田 55 歳以上の男女
野村総研研究所 (財団法人 中央調査社)	放送に関する世論調査	平成 20 年 1 月 29 日	一志町井関 20 歳以上の男女
三重県健康福祉部 長寿社会室	介護サービス情報の公表制度に関するアンケート調査	平成 20 年 1 月 31 日	市内 65 歳以上の男女
別府 祥紘	栗真町屋町千王神社氏子長寿祭招待者通知	平成 20 年 2 月 4 日	栗真町屋町 70,77,80,88,90 歳の男女
三重県知事 野呂 明彦 (名豊コンサルタント(株))	女性の社会参画に関する県民ニーズと生活基礎調査	平成 20 年 2 月 5 日	市内 18 歳以上の女性
内閣府政策統括官付参事官 (財団法人 新情報センター)	自殺対策に関する意識調査	平成 20 年 2 月 6 日	白塚町 20 歳以上の男女
内閣府政策統括官付参事官 (財団法人 新情報センター)	食育に関する調査	平成 20 年 2 月 7 日	久居東鷹跡町 20 歳以上の男女
厚生労働省国立感染症研究所 (株)サーベイリサーチセンター)	BSE のリスク認知に関する意識調査	平成 20 年 2 月 7 日	末広町 20 歳以上の男女
日本たばこ産業(株) (株)ビデオリサーチ)	2008 年全国たばこ喫煙者率調査	平成 20 年 2 月 8 日	河芸町西千里、分部、高茶屋 1 丁目、庄田 20 歳以上 90 歳未満男女

住 民 基 本 台 帳 閲 覧 事 項 明 細

閲覧機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
清水子供会	新規加入対象者調査	平成 20 年 2 月 13 日	シャローム地区・佐倉団地・清水地区自治会
津市北郊地区民生委員児童委員協議会長 長谷川秀巳	担当地区の学齢児童を把握し活動に役立てる為	平成 20 年 2 月 20 日	白塚町及び栗真地区の学齢児童
志袋団地子ども会育成者会長 松浦 なつえ	志袋団地子供会入会案内通知	平成 20 年 2 月 20 日	志袋団地新小学 1 年生
厚生労働省医政局長 (財団法人 新情報センター)	終末期医療に関する調査	平成 20 年 2 月 21 日	栗真町置町 20 歳以上の男女
国立大学法人東京工業大学 (財団法人 中央調査社)	科学技術と社会についてのアンケート調査	平成 20 年 2 月 26 日	江戸橋 1 丁目 18 歳以上 69 歳以下の男女
内多子ども会	新規加入対象者調査	平成 20 年 2 月 29 日	内多地区自治会
曾根子供会	新規加入対象者調査	平成 20 年 3 月 3 日	曾根地区
学習院大学学長 福井憲彦 (財団法人 中央調査社)	投票行動の全国的・時系列的調査研究における衆議院選時全国有権者前後調査	平成 20 年 3 月 4 日	三重町津興 20 歳以上の男女
南黒田老人クラブ	老人クラブの会員調査	平成 20 年 3 月 11 日	河芸町南黒田地区
内閣府政策統括官付参事官 (財団法人 新情報センター)	高齢期に備えての意識に関する調査	平成 20 年 3 月 13 日	久居元町 55 歳以上 64 歳以下の男女
朝日新聞社マーケティングセンター長 (財団法人 中央調査社)	2008 新聞読者基本調査	平成 20 年 3 月 14 日	納所町 15 歳以上の男女

住 民 基 本 台 帳 閲 覧 事 項 明 細

閲覧機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
NHK 放送文化研究所 (財団法人 中央調査社)	2008年6月全国接触者調査(テレビの見られ方などについての調査)	平成20年3月14日	藤方7歳以上の男女
中別保老人クラブ	老人クラブの会員調査	平成20年3月14日	河芸町中別保地区
三行老人クラブ	老人クラブの会員調査	平成20年3月14日	河芸町三行地区
金融広報中央委員会 (株)日本リサーチセンター)	家計の金融行動に関する世論調査	平成20年3月19日	白山町二本木、岡20歳以上の男女
影重老人クラブ	老人クラブの会員調査	平成20年3月25日	河芸町影重地区

津市公告第55号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成20年4月28日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成20年4月24日
- 2 抑留期間 平成20年5月 1日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 大里小野田町	雑種	黒白茶	オス	中	91日 齢以上	

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 059-229-3282
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課
電話 059-223-5192

津市公告第56号

三重短期大学の教員を次のとおり募集する。

平成20年4月30日

津市長 松田直久

- 1 専門分野
憲法
- 2 担当科目
日本国憲法及び比較憲法
- 3 採用職
教授、准教授又は講師
- 4 採用人員
1人
- 5 応募資格
大学院修士課程（博士課程前期）修了（平成19年9月末修了見込みも含む）、若しくはそれと同等以上の研究上の業績を有すること。
なお、採用後は津市またはその周辺等に居住できること。
- 6 採用予定日
平成20年10月1日(水)
- 7 給与
津市職員の給与に関する条例等の定めるところにより支給する。
- 8 面接日
平成20年8月11日（月）（面接予定者には、7月31日（木）又は8月1日（金）に電話若しくは電報で連絡する。交通費は支給しない。）
面接を受ける者は、面接時に健康診断書を提出すること。
- 9 選考方法
本学教授会において、審議のうえ決定する。
- 10 応募締切
平成20年6月16日（月）（午後5時までに必着のこと。）
- 11 提出書類
 - (1) 応募書類一覧表
 - (2) 履歴書（写真をはり付け、連絡先を明記すること。）
 - (3) 修了証明書又は単位取得証明書

- (4) 研究業績一覧表（業績のうち主要なもの3点に○印を付すること。）
- (5) 主要業績3点の現物、又はその写し
- (6) 研究業績のうち主要3点に係る概要
- (7) 研究指導者等の推薦状（任意）

12 書類提出先

〒514-0112

三重県津市一身田中野157番地

三重短期大学学長宛

（封筒の表に、「憲法専任教員応募書類在中」と朱書きすること。）

13 その他

この応募の詳細については、三重短期大学事務局までお問い合わせください。

電話（059-232-2341）、FAX（059-232-9647）

E-mail 232-2341@city.tsu.lg.jp

津市公告第57号

三重短期大学の教員を次のとおり募集する。

平成20年4月30日

津市長 松田直久

1 専門分野

社会福祉援助技術論

2 担当科目

社会福祉援助技術論及び社会福祉関連科目（家族関係学若しくは保育学を担当できること。）

3 採用職

教授、准教授又は講師

4 採用人員

1人

5 応募資格

社会福祉士の資格を有し、かつ以下のいずれかの条件を満たす者。

- (1) 大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、当該科目を担当する教授、助教授（准教授）、講師（非常勤を含む。）として勤務経験のある者。
- (2) 大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で、修士又は博士の学位を有する者。
- (3) 社会福祉士資格取得後、5年以上相談援助業務に従事した経験のある者。
なお、採用後は津市又はその周辺等に居住できること。

6 採用予定日

平成20年10月1日（水）

7 給与

津市職員の給与に関する条例等の定めるところにより支給する。

8 面接日

平成20年8月11日（月）（面接予定者には、7月31日（木）又は8月1日（金）に電話若しくは電報で連絡する。交通費は支給しない。）

面接を受ける者は、面接時に最終学歴を証明する書類及び健康診断書を提出すること。

9 選考方法

本学教授会において、審議のうえ決定する。

10 応募締切

平成20年6月30日（月）（午後5時までに必着のこと。）

11 提出書類

- (1) 応募書類一覧表
- (2) 履歴書（写真をはり付け、連絡先を明記すること。）
- (3) 社会福祉士資格取得を証明する書類
- (4) 研究業績一覧表（業績のうち主要なもの3点に○印を付すること。）
- (5) 主要業績の現物、又はその写し5点以内
- (6) 研究業績のうち主要3点に係る概要（各1,000～2,000字程度）
- (7) 社会福祉に関連する現場経験、教育（研究）経験を有する場合は、実務内容の概要
- (8) 教育及び研究に関する抱負（1,000字程度）
- (9) 研究指導者等の推薦状（任意）

12 書類提出先

〒514-0112

三重県津市一身田中野157番地

三重短期大学学長宛

（封筒の表に、「憲法専任教員応募書類在中」と朱書きすること。）

13 その他

この応募の詳細については、三重短期大学事務局までお問い合わせください。

電話（059-232-2341）、FAX（059-232-9647）

E-mail 232-2341@city.tsu.lg.jp

津市水道局告示第9号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年水道事業管理規程第14号）第10条第1号の規定により告示する。

平成20年4月25日

津市水道事業管理者 平井秀次

名称	所在地	指定年月日
有限会社開都設備	奈良市東九条町917番地の2	平成20年4月16日